

議案第4号

大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例案

大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、この条例の施行後にされる人事行政の運営の状況の報告について適用する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者による人事行政の運営の状況に係る報告事項を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (抄)

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) 省 略

(2) 職員的人事評価の状況

(2) - (3) 省 略

(3) (4)

(5) 職員の休業の状況

(4) - (5) 省 略

(6) (7)

(8) 職員の退職管理の状況

(6) 省 略

(9)

(7) 職員の勤務成績の評定の状況

(8) - (9) 省 略

(10) (11)